破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１９５号
大阪府八尾市恩智中町４―251―103、住民票上の住所大阪府八尾市太田８丁目４番地の１エスポワール103号、開始決定時の住所奈良県橿原市中曽司町156番地の26
破産者　山本　等子（旧姓宮地）
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４２４号
奈良県橿原市醍醐町439番地の２　レオパレスエクセル耳成202
破産者　立川　朋子
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第８５号
奈良県磯城郡田原本町大字大安寺20番地の10
破産者　ニワ装飾こと　丹羽　幹資
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１１０８号
札幌市東区北39条東９丁目１番27号　小林マンション１号
破産者　中野　伸二
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７０１号
愛知県小牧市大字池之内字西山1173番地１
破産者　森　　二郎
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４９３号
千葉市中央区寒川町１丁目73番地５、開始決定時の住所名古屋市中区錦１丁目８番49号レキシントンスクエア伏見802号
破産者　細谷絵津子（旧姓清水）
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９５０号
名古屋市北区上飯田東町４丁目68番地の３市営上飯田東荘211号
破産者　谷川　健男
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９９０号
大阪府貝塚市澤150番地１グリーンハイツ二色Ａ―201号
破産者　長谷川美砂子
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５６号
神戸市西区神出町小束野48―58、開始決定時の住所神戸市西区伊川谷町潤和238―475　新生病院
破産者　池脇　誠一
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３８６号
奈良市東九条町286―６　レオパレスＬｉｎｄｅｎ101号室、住民票上の住所奈良市柏木町343番地の１
破産者　角井工業こと　角井　　勲
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６２２号
大阪府堺市北区百舌鳥西之町３丁577番地エミネント西之町103号、開始決定時の住所奈良市針ヶ別所町213番地の18
破産者　中野　俊朗
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２２号
熊本県合志市御代志1656番地188、前住所熊本県合志市合生4085番地
破産者　木村　　誠
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４号
富山県魚津市新金屋２―８―２　倉元ビル２階、住民票上の住所富山県下新川郡入善町上飯野637番地２
破産者　ほねっこ施術院こと　橋場　義憲
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２２年（フ）第１９１８号
京都市北区上賀茂池端町12番地２　池端荘２号
破産者　澤田　　誠
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５４９号
奈良市三条大路１丁目２番３―302号、住民票上の住所奈良県大和高田市西三倉堂２丁目３番８号
破産者　向山　義光
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１６６号
奈良市佐保台２―1563―３、申立時の住所奈良市学園大和町２丁目220番地の１　グレース学園前３―Ｄ号
破産者　久堀真紀子（旧姓野口）
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所